

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人及び弁護人藤巻三郎の各上告趣意は、いずれも、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

また、記録を精査しても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない(なお、本件各犯行の動機、態様、結果の重大性その他記録に現れている諸般の情状、とりわけ、殺人の点は、僅か八才の児童を含む二人の貴重な人命を奪つたものであつて、右被害者らには何ら責められるべき事情はなく、しかも殺害の態様が残虐非道を極めていることを考慮すると、被告人の刑責はまことに重いというべきであり、原判決の科刑はやむを得ないものとして、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。)。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官本田啓昌 公判出席

昭和五四年三月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己	
裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	服	部	高	顯	
裁判官	環		昌	一	
裁判官	横	井	大	三	